

令和3年 第8回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和3年10月29日(金) 15時から 17時01分

2. 開催場所 東神楽町役場 2階 研修室1

3. 出席委員 12名

会長	12番	小足 幸久
会長職務代理	1番	島田 謹介
	2番	蒔田 義仁
	3番	前田 哲也
	4番	伴野 善清
	5番	野々瀬 浩司
	6番	岸本 昌延
	7番	大柿 誠
	8番	安藤 有一
	9番	栗本 豊美
	10番	伊藤 伸也
	11番	藤田 尚広

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第3 報告第2号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について

第7 議案第4号 農地の現況証明願いについて(農委処分)

第8 議案第5号 あっせん委員の指名について

第9 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 長野 泰定

主査 宮原 健太

主事 武田 翔太

開会

事務局長

本日の出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、農業委員会、総会を開会いたします。農業委員会憲章を朗読いたします。ご起立願います。今日は2番目になります。私に続いて朗読願います。ひとつ、農業委員会は、農用地の確保と有効利用を進め法令に基づく適正な農地行政に努めます。ご着席ください。それでは、会長からごあいさつをいただきます。

あいさつ

会長

えー。第8回、通算715回の総会の開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。午前中の農地パトロールに引き続きまして、2ヶ月ぶりの総会ということで、みなさんのご出席ありがとうございます。今年の収穫物もほぼほぼ終了したことと思います。お米に関しては上川地方においては、昨年に引き続き大豊作ということになりましたけれど、品質といたしましては我々農家といたしましては非常に辛い部分はあるんですけど、胴割れ米というのが多く発生しまして、農協出荷の中ではありますけど、全体の大体2割が2等、落等したという現状になりました。1,000円下がりました。これから販売の方で、いくらか負担を埋めるというのが農協の考えであります。我々も元々の米の値段が下がったということで、辛い年末を迎えるのかということでもあります。もう1点ですが、別の会議で組合員の数がどんどん減ってきているため、色々変えなければいけないといった話もあり、一戸一戸の農家が持たなければならなくなってきたということが増えてきたということと、売買に際しましても非常に相手方を見つけづらくなってくのではないかと、そういう状況に農地の動き方が入っていくのかなと、懸念される場所でもあります。えー、農業委員といたしましても相手を見つけるのは、今までならあそこならということも多かったのですが、これからは相手を見つけるのが非常に厳しくなってくるのではと、売買につきまして値段が下がり購買意欲も沸かなくなってくるのではということ、今までのようにはいかないのではと、ひとり心配している場所でもあります。本日は、2ヶ月ぶりの総会ということでもありますけれど、案件ありますので皆さまの慎重審議お願いいたします。

会議録署名委員

会長

それでは<日程第1> 会議録署名委員の指名について、本日は1番島田代、2番蒔田委員、お願いします。

【報告】概況報告

会長

<日程第2> 報告第1号 農業委員会の概況報告について、事務局よりお願いします。

宮原主査

はい。報告第1号、令和3年8月30日以降におけます農業委員会の概況について報告させていただきます。8月31日東神楽神社例大祭前夜祭、9月15日東神楽町議会第3回定例会、両日とも小足会長が出席しております。10月25日、この後審議求めますが八千代にあります第一農事組合法人所有の土地の現況証明に係る現地調査を、小足会長・島田代理・伴野農地部長・大柿委員、立ち合いのもと行っております。以上です。

【議案】農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告

会長	<p>続きまして<日程第4>報告第3号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、事務局より説明願います。</p>
宮原主査	<p>はい。農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告を行います。今回は3件あがってきております。受付番号26番。〇〇。経営面積は「田畑」併せまして82.5ヘクタール。形態要件は、株式会社。事業要件のうち生産する農畜産物につきましては水稻・小麦・アスパラ・採種・スイートコーン。構成員要件は〇〇さん、200株。農業従事日数につきましては300日。〇〇さん、〇〇さんともに50株、農業従事日数300日となっております。業務執行役員要件は、〇〇さん代表取締役。〇〇さん取締役、〇〇さん取締役、〇〇さん取締役、農作業従事日数につきましては、4名とも300日となっております。ページめくりまして4ページご覧ください、受付番号27番。〇〇。経営面積は「田畑」併せまして10.8ヘクタール。形態要件は、合同会社。事業要件のうち生産する農畜産物につきましては米。関連事業の内容といたしましては、農畜産物の販売・ファームレストランを行っております。農業以外では、セラピー講師・着付け教室・建築設計事務所等を行っております。構成員要件は〇〇さん1口。農業従事日数は250日。〇〇さん1口。農業従事日数は320日。業務執行役員要件は、〇〇さん代表社員。〇〇さん業務執行社員。農作業従事日数につきましては、2名とも200日となっております。続きまして受付番号28番。株式会社ファーム中村。経営面積は「田畑」併せまして38.9ヘクタール。形態要件は、株式会社。事業要件のうち生産する農畜産物につきましては米・麦。構成員要件は〇〇さん30株。〇〇さん10株。〇〇さん10株。農業従事日数は、みなさん200日となっております。業務執行役員要件は、〇〇さん代表取締役。〇〇さん取締役。〇〇さん取締役。3名とも、農作業従事日数につきましては、200日となっております。以上3件、報告書類を確認させていただきましたが、農地所有適格法人として問題ないことを報告させていただきます。</p>
会長	<p>事務局、報告終わりましたけども何かご意見、ご質問ありますか。なければ、続けます。</p>

【議案】農地法第18条第6項の規定による通知

会長	<p><日程第5> 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明願います。</p>
武田主事	<p>はい。それでは農地法第18条第6項の規定による通知について説明させていただきます。番号4番です。所在〇〇、現況地目田ほか2筆、総面積が38,534.00㎡。貸主が〇〇さん、貸主が〇〇さんとなっております。解約の成立日につきましては、令和3年10月1日。土地の引渡し日については、令和3年10月28日となっております。こちら合意解約となっております。解約事由は契約の整理ということになっています。当初契約期間につきましては、令和2年1月1日～令和11年12月31日までの強化法で結ばれたものを解約するということになっています。こちらですが、後に利用集積に出てきますが、昨年令和2年に国営工事で新しい圃場の箇所になったところで、新たに新規案件でのせないといけないところがありまして、こちら今回ちょっと期限が遅くなってしまったのですが、解約して借りる土地・地番が増えるものですから既存の契約を解約しまして、のちに出てくる新規案件で新たに集積を計るといことで解約をすることとなっております。以上です。</p>

会長	<p>只今、事務局より説明ありましたが、何かみなさんからご意見・ご質問等ありますか。無いようですので、農地法18条第1項に係る許可を要しないものであることが確認できたため、適法な解約といたします。</p>
----	--

【議案】農地法第5条の規定による許可申請について

会長	<p>続きますして<日程第5>議案第2号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について事務局より説明願います。また、この案件会議規則第15条の規定により〇〇委員の退席を求めます。</p>
武田主事	<p>それでは、農地法第5条の規定による許可申請ということで、転用の案件となっております。番号1番。別添の右上に資料①と書いた資料もお手元にご用意いただきたいと思ひます。土地の所在〇〇、地番〇〇、地目畑、面積は221㎡。こちら民有地となっております。転用の目的と転用の計画内容ですが、こちら農家住宅の建設ということになっておりまして、詳しい内容はこちら住宅1棟と雪捨て場、駐車場等、建設ということになります。こちらですね。農振農用地区域外の都市計画内の市街化調整区域という部分になっております。えー、土地の所有者の方に関しましては〇〇さん、転用者は息子さんであります〇〇さんとなっております。こちらが一応、使用貸借ということになっておりまして、期間は許可日であります本日10月29日から35年間、令和38年10月28日までということになっております。この土地を借りて〇〇さんがご自身の住宅を建てるという内容になっておりまして、今回農地法第5条ということで、権利の設定を伴う転用、使用貸借というものになっております。えー、地主である〇〇さんからその息子さんである〇〇さんへの使用貸借の関係が結ばれるということで、審査の内容につきましてはですね。別添の審査表のとおりとなっておりますが、元々この土地は農振農用地区域内であったと認識されていると思ひますが、今年の7月に農振農用地からの除外に関しまして、農業委員会の総会で変更除外について、支障なしということで審議されたかと思ひます。で、その後に産業振興課の方で区域外変更、道の知事の許可を得まして、されたということになっていまして、その後この農地判定につきましては甲種農地とさせていただきます。甲種農地も守るべき農地の種類ということになっていまして、産業振興課で決めております農業振興地域整備計画の内容につきまして、農家住宅の建設であれば甲種農地であっても転用はできるという規定がございますので、今回ですね。転用が認められる案件となっているかと思ひます。以上です。</p>
会長	<p>担当、私です。</p>
会長	<p>えー、ただいま事務局の説明があつたとおりでございます。7月の総会の中で農振から除外をした。まあ、住宅を建てるという前提ということではありますけど、そちらは間違いなく、農地の転用ということになっております。農地であっても、農家住宅であれば許可が下りる訳であります。特に問題のある案件ではないと思ひますので、慎重・審議のほどよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>では、説明の方終わりましたけれど、何かご意見、ご質問ありますか。無ければ決定いたします。</p>

【議案】農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

会長	<p>続きますして<日程第6> 議案第3号、農業経営基盤強化促進法18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について、またこちらも会議規則第15条の規定により大柿委員の退席を求めます。それでは事務局お願ひします。</p>
----	--

武田主事	<p>それではですね。農地利用集積計画の決定について、説明させていただきます。利用権設定が今回4件ございまして、まず21番ですね。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者、北海道農業公社。所在〇〇地番〇〇、現況地目畑ほか4筆。合計面積が128,668㎡。こちら貸借権の設定で賃貸借となっております、利用権の設定の始期につきましては本日から令和8年8月28日迄の5年間ということになっております。賃借料につきましては、こちら公社の案件になりますので土地の売買価格12,870,000円の2%であります。257,400円、この金額となっております。えー、こちら先ほども申しあげたとおり公社の農地保有合理化事業による5年間の一時貸付となっております、元々の所有者の方〇〇さんがお持ちだった土地の案件となります。以上です。</p>
会長	<p>担当、蒔田委員。</p>
蒔田委員	<p>はい。先月もお話しさせていただいた公社案件ということで、いたって問題のない案件だと思いますので、慎重・審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>担当委員からの質問がありましたけれど、何かご意見・ご質問ございますか。</p>
各委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>無ければ決定いたします。</p>
会長	<p>番号22番。</p>
武田主事	<p>それでは、22番です。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇地番〇〇、国営仮地番が〇〇、現況地目田ほか4筆。総面積が43,578㎡。こちらも貸借権の設定で賃貸借ということになってます。利用権の設定期間につきましては、本日から令和11年12月31日までの9年間ということで、賃借料につきましては557,000円。担当価格は、15,000円ということです。こちらが、先ほど説明したとおり解約の案件につながるものになっていますが、令和2年国営工事の中で、えー新規に結ばなければならないものがありまして、そちらの方を今回の総会で審議させていただくというものになっています。地図で分かり易く言いますとね。地番図の方をご覧いただきたいと思うのですが、1ページ目と4ページ目に解約の集積の図面が載ってまして、1ページ目でいう〇〇というのが今回鍵で増えている部分。で、5ページ目に国営の図面が載っているかと思いますが、ちょうどこの鍵部分が飛び出て新しく土地として出てきましたので、新しく新規で賃貸の方を結ばせていただくということになっております。で、実際の水張り面積については6ページにあります37,110㎡ということで計算の方させていただいております。賃貸期間は9年という半端になっているんですが、こちらの元々の契約が令和11年12月31日ということで、それと合わせるというかつこうでこんな感じになりました。以上です。</p>
会長	<p>担当、私です。</p>
会長	<p>事務局の説明のとおりなんですけども、国営のからみで面積も変わります、仮地番も変わりますといった形で変更があった場合には、きちっと総会にかけて換地が終わるまで運用していかなければならない。これからこういう案件が増えると思いますけど、理解をしていただきながら進めていきたいと思えます。</p>
会長	<p>それでは、説明終わりましたけれど、何かご意見・ご質問はありますか。</p>
各委員	<p>なし。</p>
会長	<p>無ければ決定いたします。</p>
会長	<p>番号23番。</p>

武田主事	はい。それでは23番です。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇義さん。所在〇〇、現況地目田ほか1筆。合計面積が21,197㎡。こちらも賃借権の設定で賃貸借ということになってまして、設定期間につきましては本日から令和8年の11月30日までの5年間となっております。賃貸料につきましては、192,700円。反当価格は11,000円。水張が17,520㎡ということになっております。こちら新規の契約となっております。以上です。
会長	担当、伴野委員。
伴野委員	はい。只今、事務局の方から説明のあったとおりでございますが、補足といたしまして〇〇さんにおかれましては、今年の春ごろに体力的な問題、また国営等がそのうち来るといったことも考えまして、山の土地は売買もしくは賃貸を誰かにお願いしたいと私のところに来られまして、色々その他、まわりを吟味したところ隣接地の耕作者であります〇〇さんということで今回の案件となりました。また、〇〇さんにおかれましては息子さんもおられ、こういった規模拡大といったことに非常に熱心でございます。問題はなかろうかと思えますけど、よろしく審議のほどお願いします。
会長	担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見・ご質問はありますか。
各委員	なし。
会長	無ければ決定いたします。
会長	番号24番
武田主事	はい。続きまして24番、9ページ目になります。利用権の設定を受ける者、同じく〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇地番〇〇、現況地目田ほか2筆。合計面積が5,230㎡。こちらも賃借権の設定で賃貸借ということになっています。利用権の設定期間につきましては本日から令和4年の11月30日までの1年間となっております。賃貸料は、39,000円。反当価格は8,000円となっております。こちらも新規案件になりますが、〇〇さんの農地今回のもの以外は元々〇〇さんと賃貸契約のほう結ばれていまして、この度残っていた農地も全て貸し付けるということで、元々の賃貸契約に合わせる格好になりまして、今回1年間と短い契約となっております。以上です。
会長	担当、岸本委員
伴野委員	はい。ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。あの1年という短い期間ではございますけれど、〇〇さんの住宅のまわりの田んぼを全て〇〇さんが賃貸されている訳でございまして、その期限が来年に、満期が来るということでございますので、それに合わせて1年という、で面積も揃えたいということでこの1年という期間になりました。特段、問題はないかと思えますのでよろしく願いいたします。
会長	あと8,000円の根拠を説明してもらえますか。
岸本委員	あのここですね。元々ピーマン作っているハウスだったんです。それで、地目は田んぼなんですけど、ハウスをもう何年やってたろう。僕が知ってる限り、僕が戻ってきて30年ほど経ちますけれど。その頃からずっとハウスだったもので、今年30年度の気温の時に、〇〇さん家族が総出でハウスを撤去させていただきまして、しておりまして、大変だねと、僕は側で見るだけだったんですけど、それでそういうこともありまして、賃貸契約の方を〇〇さんがこの金額でいいということになったと思います。
会長	担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見・ご質問はありますか。

各委員	なし。
会長	無ければ決定いたします。

【議案】農地の現況証明願いについて（農地処分）

会長	続きますして<日程第7> 議案第4号、農地の現況証明願いについて、それでは事務局お願い します。
武田主事	それでは、現況証明願いについてご説明いたします。えー、今月1件となっております。番号 4番です。所在〇〇、現況地目農地以外他6筆、合計面積が26,072㎡。判定地目につきま しては、農地、採草放牧地以外となっております。利用状況といたしましては、時期不詳ですが、 20年以上前から山林の様相を呈しているということになっておりまして、所有者申請人ともに 〇〇。こちら今年の7月に、現況農地だった1筆を、あの落したのを記憶に新しいかと思うので すが、今回登記地目が農地、田か畑になっているものも、全て現況証明によって農地から落とす というかつこうのものになっております。先ほど宮原主査から説明ありましたが、10月25日 に会長、代理、伴野農地部長、八千代地区の担当であります大柿委員と事務局で、現地確認を 実施しまして山林化しており耕作不可能であると判断しました。ということで、図面につきまして は、地番図9ページ・10ページに地番図それぞれ航空写真がのっています。以上です。
会長	担当大柿委員。
大柿委員	ただいま、事務局から説明があったとおりでございます。概ねここに20年と書いてあります けど、私が結婚して30年経つんですけど、30年経って八千代の実家に行く際にはこの姿にな っておいりましたので、今現在は木が大きくなったと姿を想像していただければ問題ないと思いま す。先ほどパトロールの際にも車窓の方から眺めていただいたように、あのよう木が生い茂っ ておりますので、現況としてはああいう状態になっていると確認をして報告させていただきま す。特段問題はないという判定をよろしくお願いいたします。
会長	担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見・ご質問はありますか。
各委員	なし。
会長	無ければ交付いたします。

【議案】あっせん委員の指名について

会長	続きますして<日程第8> 議案第5号、あっせん委員の指名について、それでは事務局お願い します。
武田主事	それでは、あっせん申し出のあった案件についてご説明します。まず5番ですね。申出人住所 〇〇。氏名〇〇さん。所在〇〇。現況地目畑ほか4筆。合計面積が24,901㎡。こちら農振・ 農用地区域内で、申出理由売買、田の水張面積につきましては21,290㎡、畑が958㎡と なっております。続きますして6番、申出人住所〇〇。氏名〇〇さん。所在〇〇現況地目田ほか2 筆。合計面積が22,532㎡。農振・農用地区域内、申出理由売買、田の水張面積が15,8 70㎡。畑の面積1,602㎡。次のページいきまして7番。申出人住所〇〇。氏名〇〇さん。 所在〇〇現況地目田ほか2筆。合計面積が23,109㎡。農振・農用地区域内で、申出理由買 買、田の水張面積が22,150㎡となります。以上です。
会長	あっせん委員の指名については、会長一任でよろしいですか。
各委員	はい。

